

第85期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2023年6月27日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所

東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル2階 「ベルサール八重洲|Room[D+E]

議案

取締役8名選任の件

新型コロナウイルス感染予防の対応に関するお知らせ

「新型コロナウイルス感染予防の対応に関するお知らせ」の具体的な内容につきましては、次頁に記載しておりますので、必ずご確認ください。

お十産廃止のお知らせ

株主総会のお土産はご用意しておりません。

1 次

第85期定時株主総会招集ご通知

議決権行使のご案内

株主総会参考書類

議案 取締役8名選任の件

事業報告

- 1. 企業集団の現況に関する事項
- 2. 会社の現況
- 3. 会社の体制及び方針

連結計算書類

計算書類

「スマート行使」と「ネットで招集」で 議決権行使が簡単・便利に



パソコン・スマートフォン・タブレット端末 からもご覧いただけます。

こちらからも<mark>議決権行使ウェブサイトにアク</mark> **セスいただけます**。

https://s.srdb.jp/4549/



新型コロナウイルス感染予防の対応に関するお知らせ

<株主様へのお願い>

- ●株主総会へのご来場につきましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮のうえ、インターネットまたは郵送による議決権のご行使も含めて、慎重にご検討い
- ただきますようお願い申し上げます。

 ●今般、政府において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、本年3月13日よりマスクの着用は個人の判断を基本とすることとされました。この政府方針の変更を踏まえ、当社から一律にマスクの着用をお願いすることはいたしませんので、株主様のご来場にあたりましては、ご自身
- でマスクの着脱をご判断くださいますようお願いいたします。

 ●会場内での感染症予防として、アルコール消毒液の設置及び受付での体温チェックをさせていただく場合がございます。体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えい
- ただく場合がございます。

 ●ご入場後に体調がすぐれないように見受けられる方につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合もございます。

<当社の対応について>

- ●会場はソーシャルディスタンス確保のため、座席数を減らしております。万が一、満席となった場合には、ご入場をご遠慮いただく場合もございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ●運営スタッフは、当日の体調を十分に確認したうえで、全員マスクを着用して対応いたします。 ●議事進行につきましては、感染防止のため、本年も時間を短縮して行う予定です。
- 今後、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

ク後、体工心女の座告に人では友丈が主ひる物目は、「im /エノリートにての知りといたひより。 **同所禁**風

https://www.eiken.co.jp/ir/shareholders.html



以上

株主の皆様へ



代表執行役社長

納富 継宣

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

ここに当社第85期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、経営理念「ヘルスケアを通じて人々の健康を守ります。」のもと、2030年に成し遂げたい経営構想「EIKEN ROAD MAP 2030」を掲げて、これに基づき策定された「2022~2024年度 中期経営計画」に沿って、「がんの予防・治療への貢献」、「感染症撲滅・感染制御への貢献」、「ヘルスケアに役立つ製品・サービスの提供」の3つの注力事業分野を中心に重点施策を展開し、グループ全体で持続的な成長と着実な収益性の向上に努めております。

また、世界の人々の健康を守る企業として 「医療」の課題、そして「環境」・「社会」・「ガバナンス」の課題にも積極的に取り組み、社会課題の解決を通じて、さらなる企業価値の向上と持続可能な社会の実現を目指しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層の ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げま す。

2023年6月

証券コード 4549 2023年6月7日 (電子提供措置の開始日2023年5月31日)

東京都台東区台東四丁目19番9号

栄研化学株式会社

取締役 兼代表執行役社長 納富 継宣

第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第85期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.eiken.co.jp/ir/shareholders.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(https:///www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子 提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使のご案内」(3~5頁)をご参照のうえ、2023年6月 26日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2023年6月27日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)						
2 場 所	東京都中央区八重洲一丁目3番7号						
	八重洲ファーストフィナンシャルビル2階 「ベルサール八重洲」Room「D+E」						
	(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)						
3 目的事項	報告事項 1. 第85期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)						
	事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告						
	の件						
	2. 第85期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)						
	計算書類報告の件						
	決議事項 議 案 取締役8名選任の件						
4 議決権行使についてのご案内	3~5頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。						

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2. 書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・新株予約権の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結注記表及び個別注記表
- 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト(https://www.eiken.co.jp/ir/shareholders.html)



議決権行使のご案内



株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同 封の議決権行使書用紙を会場受付へご 提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月27日 (火曜日)

午前10時



書面(郵送)で議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛 否をご表示のうえ、ご返送ください。 議決権行使書面において、議案に賛否 の表示がない場合は、賛成の意思表示 をされたものとして取り扱わせていた だきます。

行使期限

2023年6月26日 (月曜日)

午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権 を行使する方法

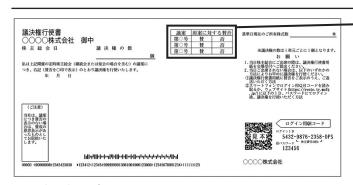
次ページの案内に従って、議案の賛否 をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日 (月曜日)

午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄にO印
- 全員反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に 反対する場合
- 「 賛 」 の欄に○印をし、 ⇒>> 反対する候補者の番号を ご記入ください。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取って ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



①「次の画面へ」を クリック

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



スマートフォンやタブレットで 株主総会をもっと身近に!

「ネットで招集」のご案内

招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能

招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット 端末からご覧いただけます。

インターネット環境があれば、外出先や移動中も閲覧可能です。

┌ ボタン一つで 議決権行使ウェブサイトにアクセス

招集ご通知の内容を「ネットで招集」で確認後、「スマート行使」で簡単に議決権行使できます。

事業報告等の動画をあらかじめ配信

議決権行使のためのご参考として、株主総会当日ご来場いただかなくてもご覧いただけるよう、 例年株主総会でご報告している**事業報告、連結業績の概要等のご説明動画を配信**しています。

🧻 Googleカレンダー、Googleマップが連動

簡単にスケジュール登録ができ、目的地までのスムーズなアクセスが可能です。

株主総会参考書類

議 案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき 取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の決定にあたり指名委員会は、各取締役候補者において別途指名委員会が定める「取締役指名基準」(社外取締役においては「社外取締役の独立性に関する基準」を含みます。)の各要件を充足し、取締役候補者としてふさわしい資質を具備しているものと判断いたしました。「取締役指名基準」及び「社外取締役の独立性に関する基準」の具体的内容は7頁に記載しております。また、業務執行に対する監視・監督機能の充実、実効性の強化を図るため社外取締役の比率を過半数としております。

<ご参考>

「取締役指名基準|

指名委員会は、取締役の指名に際し、次に定めるすべての要件を満たす者の中から当社取締役として相応しい 候補者を指名し、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容を決定する。

- 1. 経営感覚に優れ、経営の諸問題に関する高度な見識を有していること
- 2. 高い倫理観を有し、遵法精神に富んでいること
- 3. 人格に優れ、心身ともに健康であること
- 4. 社外取締役については、会社経営、法務、会計、医療、行政、コンサルティング、教育等の分野で指導的役割を果たし、豊富な経験、専門的知見を有していること及び当社の定める独立性の要件を満たしていること

「社外取締役の独立性に関する基準」

社外取締役が独立性を有していると認められる場合には、以下の何れにも該当してはならない。

- 1. 法令に定める要件に該当しない者
- 2. 当社を主要な取引先とする者(その者の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上または年間1億円の何れか高い方の支払を当社から受けた者)
- 3. 当社の主要取引先である者(当社の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の支払または当社の当該年度の連結総資産の2%以上の融資を当社に行っている者)
- 4. 当社から役員報酬以外に、一定額(注1)以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家、及びその他の専門家
- 5. 当社から一定額(注1)を超える寄付または助成を受けている者
- 6. 当社大株主 (総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)
- 7. 当社の監査法人に属している者
- 8. 当社の業務執行者(注 2)が他の会社にて社外役員に就いている、または就いていた場合における当該他の会社の業務執行者(注 2)
- 9. 上記2~6に該当する者が法人・組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者(注2)
- 10. 過去3年間において上記2~9の何れかに該当していた者
- 11. 上記2~10に該当する者が重要な者(注3)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

(脚注)

- 注1:一定額とは、年間10百万円とする。
- 注2:業務執行者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事(外部理事を除く)、その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。
- 注3:重要な者とは取締役、執行役、執行役員、その他重要な使用人をいう。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号				氏名	š			当社における 担当	企業経営	グロー バル ビジネ ス	技術・ イノベ ーショ ン	生産・ SCM	財務・ 会計	法務・ リスク 管理
1	わ 和	だ 田	もり 寸	ふみ 史	再任			取締役会長 監査委員会委員	•	•		•		
2	のう 納	とみ 富	つぐ 継	のり 宣	再任			代表執行役社長 指名委員会委員 報酬委員会委員	•		•	•		
3	わたり 渡			はじめ	再任			専務執行役 経営管理統括部長	•	•			•	•
4	#Z 箱	ざき 崎	ゆき 幸	也	再任	社 外	独立	指名委員会委員			•			
5	いし 石	井		きょし 潔	再任	社 外	独立	指名委員会委員長	•		•	•		
6	なか 中	むら 村		ょ み 弋実	再任	社 外	独立	監査委員会委員 報酬委員会委員						•
7	ふじ 藤	ょし 吉		あきら 彰	再任	社外	独立	報酬委員会委員長 監査委員会委員	•		•			•
8	*つ 松	たけ 竹	_{なお} 直	き 喜	新任	社外	独立	_					•	•

^{※1.} 各取締役に特に期待する専門性・経験等を示しています。

再 任 再任取締役候補者 新 任 新任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

^{※2.} 各取締役の専門性・経験等とは別に、取締役全員がサステナビリティの視点をもって経営に取り組んでいます。



再 任

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)		2011年4月	当社常務執行役
1978年3月	当社入社	2011年6月	当社取締役
2005年4月	当社生産統括部生産企画管	2012年4月	当社営業統括部長
	理室長兼調達部長	2014年6月	当社代表執行役社長
2006年6月	当社執行役	2021年6月	当社代表執行役会長
2007年4月	当社生産統括部野木工場長	2022年6月	当社取締役会長(現任)
2007年5月	当社生産統括部東金工場長	2023年6月	オルガノ(株)社外取締役
			(2023年6月29日就任予
			定)

(担当) 監査委員会委員

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

和田守史氏は、取締役として、長年にわたり当社の経営を担い、企業価値の向上に努めております。その豊富な経験を活かし、執行役の業務執行の監督及び適切な意思決定機能を果たすことを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

2



再 任

のう	とみ	つぐ	øы		所有する当社の株式数	0株
納		継			在任年数	
四	富	亚	브	(1958年5月7日生)	取締役会出席状況	15/15回

略歴、当社	における	地位及び	担当
-------	------	------	----

(略歴)		2018年4月	当社研究開発統括部長
1981年4月	当社入社	2018年6月	当社取締役(現任)
2001年5月	当社DUGユニット技術開		当社常務執行役
	発部長	2020年4月	当社研究開発統括部長兼生
2005年10月	当社研究開発統括部生物化		産統括部長
	学研究所副所長	2020年6月	当社専務執行役
2009年4月	当社研究開発統括部生物化	2021年4月	当社研究開発統括部長
	学研究所長	2021年6月	当社代表執行役社長(現
2009年4月	当社執行役		任)
2011年4月	当社研究開発統括部生物化	(担当)	
	学第二研究所長	指名委員会委員	報酬委員会委員

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

納富継宣氏は、代表執行役社長を兼任する取締役として、当社の経営を担い、企業価値の向上に努めております。代表執行役社長兼取締役として、「EIKEN ROAD MAP 2030」及び新中期経営計画を強力に推進するとともに、取締役会における経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

渡

所有する当社の株式数…… 6,400株 **在任年数………………** 3年

(1960年10月17日生) 取締役会出席状況…… 15/15回

略歴、当社における地位及び担当

はじめ

(略歴) 1985年3月	当社入社	2020年4月	当社経営管理統括部長兼海 外事業室長
		0000 = 4 =	7137122
2013年4月	当社経営戦略室経営企画部	2020年 6 月	当社取締役(現任)
	長	2020年6月	当社常務執行役
2014年6月	当社営業統括部海外営業室	2021年6月	当社専務執行役(現任)
	長	2022年 4 月	当社経営管理統括部長(現
2015年4月	当社執行役		任)
2016年4日	当社海外事業室長		

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

渡 一氏は、研究開発、経営戦略、海外事業に関する豊富な経験で培われた深い知見と高度な 見識を有しており、専務執行役を兼任する取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務 執行の監督の役割を果たすことを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

再 任

4



再	任
社	外
独	立

はこ	ざき	ゆき	ゃ		所有する当社の株式数	0株
箱	山大	#	#1		在任年数	8年
不日	四可	羊	113	(1954年10月17日生)	在任年数······ 取締役会出席状況·······	15/15回

	略歴、当社における地位及び担当								
(略歴)	力德殊等上床 疫	2006年12月	自衛隊中央病院第一内科部						
1983年6月	自衛隊富士病院		長 (診療幹事)						
1987年8月	自衛隊中央病院消化器内科	2014年10月	退官						
	医長	2014年11月	医療法人社団元気会横浜病						
1997年10月	同病院研究検査部検査課		院病院長						
	長・内視鏡室長	2015年6月	当社社外取締役(現任)						
2000年8月	自衛隊阪神病院第一内科部	2017年 4 月	東京都立大学客員教授(現						
	長兼健康管理センター長		任)						
2004年8月	陸上自衛隊西部方面隊総監	2021年4月	医療法人社団令樹						
	部医務官		medock総合健診クリニ						
			ック顧問						

(担当) 指名委員会委員

重要な兼職の状況

東京都立大学客員教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

箱崎幸也氏は、医師であります。同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはないものの、その経歴を通じて培われた医師としての専門的な知識・経験及び医薬業界に関する高い見識に基づき、当社の取締役会において独立かつ客観的な立場で経営に関して積極的な助言・勧告を行っております。また、指名委員会では、取締役及び代表執行役の選任プロセスにおいて積極的に意見を述べ、委員会の活発な議論に貢献しております。このような豊富な知見と実績を踏まえ、社外取締役として当社の経営の監視・監督を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。



社 外

独立

右 井

きよし

所有する当社の株式数……… O株 **在任年数**······ 4年

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)		2012年6月	㈱IHIエアロスペース代表
1977年4月	石川島播磨重工業㈱		取締役会長 (非常勤)
	(現㈱IHI) 入社	2012年6月	明星電気㈱代表取締役社長
2005年4月	同理事 航空宇宙事業本部		兼最高経営執行責任者
	防衛システム事業部長	2013年6月	㈱IHIエアロスペース取締
2007年4月	同執行役員 航空宇宙事業		役(非常勤)
	本部副本部長兼防衛システ	2016年6月	明星電気㈱顧問
	ム事業部長	2018年7月	(株)IHI顧問
2008年4月	(株)アイ・エイチ・アイ・エ	2019年6月	当社社外取締役(現任)
	アロスペース(現㈱IHIエ	2020年2月	㈱協和精機社外取締役(現
	アロスペース)常務取締役		任)
2008年6月	同代表取締役社長	(担当)	
		指名委員会委員長	菜

重要な兼職の状況

㈱協和精機社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石井潔氏は、航空宇宙事業において長年にわたり企業の経営者として携わり、豊富な経験と 幅広い見識を有しております。その経歴を通じて培われた経営に関する高い見識に基づき、 当社の取締役会において独立かつ客観的な立場で経営に関して積極的な助言・勧告を行って おります。また、指名委員会委員長として透明性・公平性・合理性のある役員人事の決定、 サクセッションプランを中心とした指名委員会の運営方針等の審議に適宜必要な助言を行う ことで、経営人事機能の強化に大きく貢献しております。このような豊富な知見と実績を踏 まえ、社外取締役として当社の経営の監視・監督を期待し、引き続き社外取締役候補者とい たしました。



社 外

独立

中 村

所有する当社の株式数……… 0株 規代実 (1968年10月31日生) **位比年数** 15/15回

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

弁護士登録

1998年4月 1998年4月 小野孝男法律事務所(現・

弁護士法人小野総合法律事

務所)入所

2008年1月

石本哲敏法律事務所パート

+-

2019年6月 当社社外取締役(現任) 日本甜菜製糖㈱社外取締役 2020年6月

(現任)

2022年5月

オリゾン法律事務所

(HORIZON LAW OFFICE)

パートナー(現任)

(担当)

監查委員会委員 報酬委員会委員

重要な兼職の状況

弁護士 (オリゾン法律事務所(HORIZON LAW OFFICE) パートナー) 日本甜菜製糖㈱計外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中村規代実氏は、弁護士であります。同氏は社外取締役となる以外の方法で会社の経営に関 与したことはないものの、これまで培ってきた法曹界における豊富な経験と幅広い見識に基 づき、当社の取締役会において独立かつ客観的な立場で経営に関して助言をいただくととも に、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献しております。また、監査委員会の委員と して、指名委員会等設置会社における取締役及び執行役の職務執行の監査を行うとともに、 取締役会に付議された案件や監査委員会として注視が必要と判断した案件につき、適法性及 び妥当性の観点から監査委員会としての協議を行うことで監査機能の維持・強化に大きく貢 献しております。報酬委員会の委員として具体的な報酬額や役員報酬制度の改定等の審議に おいて、適宜必要な助言を行うことで経営人事機能の強化に大きく貢献しております。この ような豊富な知見と実績を踏まえ、社外取締役として当社の経営の監視・監督を期待し、引 き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は女性弁護士としてジェンダー問題に関する造詣も深く、2017年度より2021年 3月まで東京弁護士会 性の平等委員会副委員長を務め、2021年4月以降現在同委員会委員 として活動しております。

あきら

所有する当社の株式数……… 0株 **住江午**級····· 15/15回 **文档** (1954年3月19日生) **取締役会出席状況·······** 15/15回 **在仟年数……**3年



社 外 独立 略歴、当社における地位及び担当

(略歴) 1976年4月 エーザイ㈱入社 研究開発 本部配属

同社米国子会社Eisai 1988年8月 America.Inc.出向

1997年4月 同社米国子会社Eisai Research Institute of

Boston Inc.出向

2000年4月 同社研開企画部計画グルー

プ部長

2003年7月 同社広報部IRグループ部長 2006年6月 同社執行役 コーポレート コミュニケーション・IR担

2009年6月 同社取締役 監査委員

2014年6月 同計顧問

2017年3月 (株)船場社外取締役

2019年10月 Heartseed ㈱ 社外監査役 (現仟)

当社社外取締役 (現任) 2020年6月

(担当)

報酬委員会委員長、監查委員会委員

重要な兼職の状況

Heartseed(株) 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤吉彰氏は、大手製薬企業において長年にわたり研究開発、海外事業、IR等に携わり、豊富 な経験と幅広い知見を有しております。その経歴を通じて培われた経営、医薬品業界に関す る高い見識に基づき、当社の取締役会において独立かつ客観的な立場で経営に関して積極的 な助言・勧告を行っております。また、監査委員会の委員として指名委員会等設置会社にお ける取締役及び執行役の職務執行の監査を行うとともに、取締役会に付議された案件や監査 委員会として注視が必要と判断した案件等につき、適法性及び妥当性の観点から監査委員会 としての協議を行うことで監査機能の維持・強化に大きく貢献しております。報酬委員会委 員長としては、具体的な報酬額や役員報酬制度の改定等の審議において、適官必要な助言を 行うことで経営人事機能の強化に大きく貢献しております。このような豊富な知見と実績を 踏まえ、社外取締役として当社の経営の監視・監督を期待し、引き続き社外取締役候補者と いたしました。

8

松 竹 直 喜 (1958年6月30日生)

所有する当社の株式数…… ○株



新 任

社 外

独立

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1987年4月 公認会計士登録

1993年3月 株式会社カズ・コーポレーション代表取締役(現任)

2003年6月 ビーピー・カストロール株式会社監査役 2016年3月 同社社外取締役(監査等委員)(現任)

重要な兼職の状況

株式会社カズ・コーポレーション代表取締役 ビーピー・カストロール株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松竹直喜氏は公認会計士であり、財務・会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。また、経営コンサルタントとして、上場会社におけるコーポレートガバナンスの強化及び監査体制の充実に寄与した実績がございます。これらの経歴を通じて培われた経営に関する高い見識に基づき、独立した客観的な立場からの助言をいただくとともに、より一層のコーポレートガバナンスの強化と、経営の監視、監督を期待し、新たに社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
 - 2. 箱崎幸也氏、石井潔氏、中村規代実氏、藤吉彰氏、松竹直喜氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、箱崎幸也氏、石井潔氏、中村規代実氏、藤吉彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、4氏が取締役に再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、松竹直喜氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - 4. 社外取締役候補者の独立性について
 - ① 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等になったことはありません。
 - ② 社外取締役候補者は、取締役としての報酬を除き、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
 - ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等の配偶者、三親等以内の親族関係はありません。
 - 5. 責任限定契約の内容の概要について

当社は、箱崎幸也氏、石井潔氏、中村規代実氏、藤吉彰氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を定款に置いており、その規定に基づき、責任限定契約を締結しております。4氏が取締役に再任された場合、当社は4氏と責任限定契約を継続する予定であります。また、松竹直喜氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

当該規定に基づく損害賠償の限定額は、各々1,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

- 6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について
 - 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する会社役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しております。当該保険契約では、被保険者である取締役・執行役等が業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害等について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も本保険の被保険者となる予定であります。本保険の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の制限緩和が継続し、持ち直しの動きがみられましたが、新型コロナウイルス感染流行の波(第6波から第8波)の繰り返し、収束に伴う消費拡大、物価上昇等先行き不透明な状況が続きました。海外経済は、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する資源価格高騰やインフレ抑制策としての利上げと円安の進行により、不安定な状況のまま推移しました。

臨床検査薬業界においては医療費抑制策とコロナ禍における資源、物流及び原材料調達などのコスト上昇により経営環境は一層厳しさを増し、各企業はさらにコスト競争力と積極的な海外展開を求められる状況となっております。

このような経営環境の下、当社グループは経営構想「EIKEN ROAD MAP 2030」に基づき策定された中期経営計画に沿って、「がんの予防・治療への貢献」、「感染症撲滅・感染制御への貢献」、「ヘルスケアに役立つ製品・サービスの提供」の3つの注力事業分野を中心に重点施策を展開し、グループ全体で持続的な成長と着実な収益性の向上に努めております。

また、世界の人々の健康を守る企業として「医療」の課題、そして「環境」・「社会」・「ガバナンス」の課題 にも積極的に取り組み、社会課題の解決を通じて、さらなる企業価値の向上と持続可能な社会の実現を目指し ております。

当連結会計年度の売上高は、第4四半期における新型コロナウイルス新規感染者数の急減によりLAMP法を用いた新型コロナウイルス遺伝子検査試薬の売上が減少しましたが、各種検診・スクリーニングプログラムの再開や外来患者数の回復傾向が続いたことから尿検査用試薬及び免疫血清検査用試薬が伸び、43,271百万円(前期比0.6%増)となりました。

製品の種類別区分ごとの売上高では、微生物検査用試薬は、新型コロナウイルス感染症以外の検査が回復傾向にあり、3,938百万円(同0.3%増)となりました。尿検査用試薬は、海外向け尿試験紙の売上が大きく伸長し、4,143百万円(同9.5%増)となりました。免疫血清検査用試薬は、国内で便潜血検査用試薬及び東ソー株式会社から導入・販売しているAIA関連試薬の販売が増加したものの海外向け便潜血検査用試薬の売上が減少し、20,717百万円(同0.6%増)となりました。生化学検査用試薬は590百万円(同1.4%減)、器具・食品環境関連培地は2,165百万円(同3.9%減)となりました。その他(医療機器・遺伝子関連等)につきましては、新型コロナウイルス検出試薬の減少によって、11,716百万円(同1.1%減)となりました。

海外向け売上高は、尿検査用試薬が増加した一方で、便潜血検査用試薬の売上がスクリーニングプログラム再開に備えた在庫増とその後の在庫調整により、8,797百万円(同0.8%減)となりました。

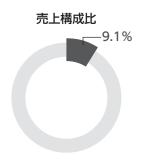
利益面では、営業利益は7,457百万円(同11.1%減)、経常利益は7,568百万円(同11.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は5,736百万円(同7.8%減)となりました。

■製品種類別売上高

微生物検査用試薬

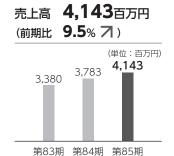
細菌検査用培地、迅速検査用試薬及び薬 剤感受性検査用試薬など、微生物感染症 の診断・治療に有用な各種検査用試薬





尿検査用試薬

尿中のウロビリノーゲン、潜血、たんぱく質、ブドウ糖など、多項目の検査が行える尿検査用試験紙など、各種検査用試 薬



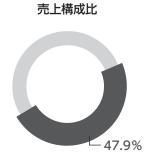


免疫血清検査用試薬

大腸がん検診に使用する便潜血検査用試薬をはじめ、感染症やリウマチの診断、ホルモンの測定、胃がんリスク層別化検査(ABC分類)などに使用する各種検査試薬



売上高 **20,717**百万円

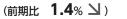




生化学検査用試薬

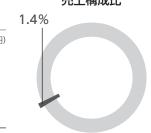
生活習慣病との関連性が注目されている 検査項目を中心に、血清や尿中の成分を 測定する自動分析装置に対応する各種検 査用試薬







売上構成比



器具·食品環境関連培地

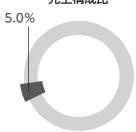
食中毒原因微生物の検査など食品微生物 検査用試薬、作業環境の汚染実態などを 把握できる環境微生物検査用試薬及び検 査用器具・器材

売上高 **2,165**百万円

(前期比 3.9% 🔰)



売上構成比



医療機器・遺伝子関連等

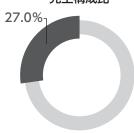
各種自動分析装置及び当社独自技術 LAMP法を用いた、医療、食品、環境な ど幅広い分野に展開する遺伝子検査関連 製品

{売上高} 11,716{百万円}

(前期比 1.1% 🔰)



売上構成比



② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、3,792百万円であります。 主な設備投資は、新研究棟の建設に1,358百万円、生産設備の拡充に1,399百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、総額5,400百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末における借入の実行残高はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第82期 (2020年3月期)	第83期 (2021年3月期)	第84期 (2022年3月期)	第85期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	36,585	38,667	42,996	43,271
経常利益	(百万円)	4,723	6,808	8,508	7,568
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,538	5,044	6,218	5,736
1株当たり当期純利益	(円)	95.95	136.65	168.28	155.17
総資産	(百万円)	50,322	55,685	62,512	66,275
純資産	(百万円)	37,303	41,672	45,803	49,535

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)に基づいて算出しております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名 栄研生物科技 (中国) 有限公司

中国 上海市 所在地 資本金 1,316百万円

当社の

100.0% 議決権比率

主な事業内容 検査薬の製造販売

主に当社検査薬の加工生産及び検査薬の仕入、製造販売を行っております。 当社との関係

(4) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、「EIKEN ROAD MAP 2030」及び中期経営計画(2023年3月期~2025年3月期)に基づき、以下の重点課題に取り組んでまいりました。

①がんの予防・治療への貢献

個別化医療への貢献のため、治療薬の選択や治療効果の判定まで網羅した検査システムとして、「次世代シークエンサーを用いた肺がんの複数遺伝子異常一括検出・解析システムMutation Investigator using the Next-era Sequencer」(以下「MINtS」という)の薬事申請をしました。また、当社野木事業所の一部エリアを衛生検査所(名称:『栄研化学クリニカルラボラトリー』)として登録し、MINtSを用いた受託検査事業を発足しました。

②感染症撲滅・感染制御への貢献

新型コロナウイルス検出試薬の国内安定供給及びグローバル展開を通じ、同感染症への対策を推進しました。あわせて、新型コロナウイルス感染症への対応として、1本のスワブ検体から新型コロナウイルスとインフルエンザA/Bの抗原検査が可能な高感度イムノクロマトシステム『Exdia EKテスト』シリーズを発売しました。また、顧みられない熱帯病制圧に向けた「キガリ宣言」に署名しました。今後は、グローバルパートナーとの連携をさらに強化し、迅速で正確な診断とそれに基づくより有効な治療へのアクセスを提供することにより、顧みられない熱帯病制圧に取り組んでまいります。

③ヘルスケアに役立つ製品・サービスの提供

海外において、Web検診、郵送検診、薬局検診、内視鏡トリアージの考え方が浸透したことにより、市場は拡大傾向となりました。また、発症すると長期間の治療が必要となる炎症性腸疾患(IBD)の早期発見のため、便中カルプロテクチン測定試薬の展開に努めました。

また、「EIKEN ROAD MAP 2030」では、上記事業活動を推進するうえで不可欠となる経営戦略として、「人を活かした活力ある企業」及び「地球環境と調和した事業活動」を掲げております。これらを実現するうえでは、その基礎として当社グループ(子会社を含む。)のガバナンスを一層強固にする必要があり、引き続きその改善に努めてまいります。

当社グループは、引き続き上記の重点施策の推進を図るとともに、経営基盤の確立及び人財にフォーカスした経営を推進し、持続的な成長と着実な収益性の向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、臨床検査薬の総合メーカーとして、体外診断用医薬品、医療機器など臨床検査をフルにサポートする製品を取り揃えております。

また、食品微生物検査用試薬、環境微生物検査用試薬、そして各種検査に対応する検査用器具・器材といった産業関連製品も充実しております。

検査分野	主な製品			
便潜血検査用試薬・装置	大腸がん検診の一次検査である便潜血検査用試薬及び装置 (試薬:OC-ヘモキャッチS'栄研'、OC-ヘモディアオートII'栄研'、採便容器、装置:OCセンサー PLEDIA、OCセンサーCeres 他)			
免疫血清検査用試薬・装置	感染症やリウマチの診断、ホルモンの測定などに使用する各種検査用試薬及び装置 (試薬: LZ テスト'栄研'、BLEIA'栄研'、AIA 関連試薬、装置:BLEIA-1200、AIA-CL2400、AIA-CL1200 他)			
微生物検査用試薬・装置	細菌検査用培地、薬剤感受性検査用試薬、迅速検査試薬キットなど、微生物感染症の診断・治療に有用な各種検査試薬及び装置 (試薬:生培地 ポアメディア、顆粒培地 パールコア、粉末培地、薬剤感受性検査用試薬、迅速検査試薬キット、微生物検査システム、装置:IA60F、DPS192IX、ExcliaTRFプラス 他)			
尿検査用試薬・装置	尿中の潜血、たんぱく質、ブドウ糖など多項目の検査を行うことができる尿検査用試験紙など、各種検査用試薬及び装置 (試薬:ウロペーパー ${\mathbb I}$ '栄研'、ウロペーパー α ${\mathbb I}$ '栄研'、ウロペーパー'栄研'ソルト、装置:US-3500、US-2300、US-1200 他)			
生化学検査用試薬・装置	血清や尿中の成分を測定する自動分析装置に対応する各種検査用試薬及び装置 (試薬:エクディアXL'栄研'、キャリブレータXL'栄研'、装置:アントセンス デュオ 他)			
遺伝子検査用試薬・装置	当社独自技術LAMP法を用いた、医療、食品、環境など幅広い分野に展開する遺伝子検査用試薬及び装置 (試薬:Loopamp 結核菌群検出試薬キット、Loopamp マイコプラズマP検出試薬キット、 Loopamp 百日咳菌検出試薬キット、Loopamp ノロウイルスG I ・G II 検出試薬キット、 Loopamp 新型コロナウイルス2019 (SARS-CoV-2) 検出試薬キット、装置:Loopamp EXIA 他)			
食品微生物検査用試薬	食中毒原因微生物の検査などの食品微生物検査用試薬 (生培地 ポアメディア、顆粒培地 パールコア、粉末培地、バッグドメディア 他)			
環境微生物検査用試薬	作業環境の汚染実態などを把握できる環境微生物検査用試薬 (ぺたんチェックDD・25、ハンドぺたんチェックⅡ、ふきふきチェックⅡ・Ⅲ 他)			
検査用器具・器材	各種検査で使用する器具・器材 (シャーレ、スポイト、滅菌希釈水、採便管 他)			

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

	本社	東京都台東区
	野木事業所(研究所・工場・商品管理センター)	栃木県下都賀郡野木町
栄研化学株式会社	那須事業所(研究所・工場)	栃木県大田原市
	営業部	札幌・仙台・東京・横浜・名古屋 京都・大阪・広島・高松・福岡
	欧州支店	オランダ(アムステルフェーン)
栄研生物科技(中国)有限公司		中国(上海市)

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	
	+9 (△8) 名	

⁽注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数 (シニア、パート、嘱託社員及び派遣社員を含む) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
708 (344) 名	+11 (△3) 名	42歳5ヵ月	16年0ヵ月

⁽注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数 (シニア、パート、嘱託社員及び派遣社員を含む) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

123,900,000株

② 発行済株式の総数

43,541,438株

③ 株主数

8,892名

④ 大株主(上位10名)の状況

株主名	持株数(百株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	51,395	13.88
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	28,911	7.81
JP MORGAN CHASE BANK 385632	27,711	7.48
大塚製薬株式会社	20,000	5.40
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	13,032	3.52
第一生命保険株式会社	11,000	2.97
GOVERNMENT OF NORWAY	8,408	2.27
日本生命保険相互会社	7,992	2.16
VICTORY TRIVALENT INTERNATIONAL SMALL—CAP FUND	6,277	1.70
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,259	1.69

⁽注) 1. 当社は、自己株式を6,512,625株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

⑤ **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況** 該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

^{2.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2023年3月31日現在)

	新株 新株予約権の 無サマの地 気体に関する			役員の保有物	犬況		
名称 (発行決議日)	予約権の数	目的となる株式の種類と数	新株予約権 の払込金額	行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	社外取締役
第1回新株予約権 (2007年6月21日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1 株当たり 440.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2007年7月10日から 2027年7月9日まで	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1人	_
第2回新株予約権 (2008年6月12日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 369.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2008年7月9日から 2028年7月8日まで	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1人	_
第3回新株予約権 (2009年5月19日)	80個	普通株式 8,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 336.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2009年7月10日から 2029年7月9日まで	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 2人	_
第4回新株予約権 (2010年5月18日)	80個	普通株式 8,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 346.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2010年7月9日から 2030年7月8日まで	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 2人	_
第5回新株予約権 (2011年5月18日)	90個	普通株式 9,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 410.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2011年7月9日から 2031年7月8日まで	新株予約権の数 90個 目的となる株式数 9,000株 保有者数 2人	_
第6回新株予約権 (2012年5月17日)	170個	普通株式 17,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 422.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2012年7月10日から 2032年7月9日まで	新株予約権の数 170個 目的となる株式数 17,000株 保有者数 4人	_

	≎ ⊊ † 4±	新株 新株予約権の ***		新株予約権の		役員の保有物	犬況
名称 (発行決議日)	予約権の数	目的となる株式の種類と数	新株予約権 の払込金額	行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	社外取締役
第7回新株予約権 (2013年5月16日)	170個	普通株式 17,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 718.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2013年7月10日から2033年7月9日まで	新株予約権の数 170個 目的となる株式数 17,000株 保有者数 4人	_
第8回新株予約権 (2014年5月16日)	280個	普通株式 28,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 702.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2014年7月9日から 2034年7月8日まで	新株予約権の数 280個 目的となる株式数 28,000株 保有者数 4人	_
第9回新株予約権 (2015年5月18日)	320個	普通株式 32,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 965.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2015年7月10日から2035年7月9日まで	新株予約権の数 320個 目的となる株式数 32,000株 保有者数 5人	_
第10回新株予約権 (2016年5月18日)	240個	普通株式 24,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 950.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2016年7月9日から2036年7月8日まで	新株予約権の数 240個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 5人	_
第11回新株予約権 (2017年6月14日)	284個	普通株式 28,400株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,488.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2017年7月11日から 2037年7月10日まで	新株予約権の数 284個 目的となる株式数 28,400株 保有者数 6人	_
第12回新株予約権 (2018年6月14日)	225個	普通株式 22,500株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 2,081.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2018年7月13日から 2038年7月12日まで	新株予約権の数 225個 目的となる株式数 22,500株 保有者数 6人	_

	新株予約権の新株予約権の			役員の保有物	犬況		
名称 (発行決議日)	新株 予約権 の数	目的となる株式の種類と数	新株予約権 の払込金額	行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	社外取締役
第13回新株予約権 (2019年6月18日)	228個	普通株式 22,800株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,542.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2019年7月12日から2039年7月11日まで	新株予約権の数 228個 目的となる株式数 22,800株 保有者数 6人	_
第14回新株予約権 (2020年6月16日)	256個	普通株式 25,600株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,309.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2020年7月10日から2040年7月9日まで	新株予約権の数 256個 目的となる株式数 25,600株 保有者数 7人	_
第15回新株予約権 (2021年6月16日)	409個	普通株式 40,900株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,719.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2021年7月9日から 2041年7月8日まで	新株予約権の数 409個 目的となる株式数 40,900株 保有者数 10人	_
第16回新株予約権 (2022年6月17日)	404個	普通株式 40,400株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,551.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2022年7月8日から 2042年7月7日まで	新株予約権の数 404個 目的となる株式数 40,400株 保有者数 11人	_

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の保有状況については、取締役(社外取締役を除き、執行役を含む)の欄に総数を記載しております。
 - 2. 2018年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、本分割以前に発行した新株予約権の目的となる株式の数及び該当する新株予約権の1株当たりの払込金額は調整されております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び執行役の状況 (2023年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
和田守史	取締役会長 監査委員	
納富継宣	取締役兼代表執行役社長 指名委員、報酬委員	
渡 一	取締役兼専務執行役 経営管理統括部長	
野 村 滋	取締役 監査委員長	公認会計士
箱 崎 幸 也	取締役 指名委員	東京都立大学客員教授
石 井 潔	取締役 指名委員長	㈱協和精機 社外取締役
中村規代実	取締役 監査委員、報酬委員	弁護士 オリゾン法律事務所(HORIZON LAW OFFICE) パートナー 日本甜菜製糖㈱ 社外取締役
藤吉彰	取締役 報酬委員長、監査委員	Heartseed㈱ 社外監査役
原田直道	常務執行役 営業統括部長	
野 口 典 久	執行役 中国事業室長	栄研生物科技(中国)有限公司董事長
定本伸也	執行役 社長室長	
神田秀俊	執行役 研究開発統括部長兼基礎研究所長	
土居通寿	執行役 生産統括部長兼生産管理室長	
髙 橋 哲 也	執行役 マーケティング推進室長	
森 安義	執行役 営業統括部海外事業室長	
瀬川雄司	執行役 研究開発統括部応用技術研究所長	

- (注) 1. 野村滋氏、箱崎幸也氏、石井潔氏、中村規代実氏、藤吉彰氏は、社外取締役であります。 なお、当社は、5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 監査委員長である取締役野村滋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 和田守史氏は、2022年6月21日をもって代表執行役を任期満了にて退任いたしました。

- 4. 瀬川雄司氏は、2022年4月1日付で執行役に就任いたしました。
- 5. 当社は、監査委員会の職務を補助するために監査委員会事務局を設置し、その業務を内部監査部が担当しております。また、監査委員は、業務執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、監査合同会議により各部門から報告を受けて監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 野村滋氏、箱崎幸也氏、石井潔氏、中村規代実氏、藤吉彰氏との間で、会社法第427条 第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を定款に置いており、その規定に基づき、責任限定契約を締結しております。

当該規定に基づく損害賠償責任の限度額は、各々1,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役及び子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する会社 役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しております。

当該保険契約では、被保険者である取締役・執行役等の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害等について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事中があります。

④ 取締役及び執行役の報酬等

1) 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、指名委員会等設置会社であり、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の決議により、取締役及び執行役の個人別報酬を決定しております。

当事業年度の当社役員の報酬等の額は、2022年6月17日開催の報酬委員会により十分審議のうえ、 決議されております。

イ 基本方針

取締役及び執行役の報酬決定の基準は、当社グループの業績向上の意欲を高め、株主価値の増大に資する目的で、各人の役位・担当執行業務に応じた職責、当社業績、経営環境、世間水準等を考慮のうえ決定いたします。

口 具体的方針

取締役及び執行役の報酬は「固定報酬」、「業績連動報酬」、「株式報酬型ストックオプション」で構成され、具体的には以下のとおりであります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、業績との連動を行わず、固定報酬のみとしております。

a 固定報酬

固定報酬は取締役・執行役の別、役位及び職務の内容に応じて一定の額を毎月支払います。

b 業績連動報酬

業績連動報酬は常勤の取締役・執行役に対して支給し、毎期の持続的な業績改善へのインセンティブとして、当事業年度の連結売上高・連結営業利益の目標達成度及び前年度からの改善度、並びに当社が重視する経営指標であるROEを評価指標として、総額を決定いたします。さらに執行役に対しては、持続的成長を実現するための事業基盤の再構築への取り組みなど、財務的な業績数値では測ることができない戦略目標の達成度を評価基準に加えるため、個人別に設定した担当職務の目標達成度を評価し、支給します。2022年3月期の評価指標の目標及び実績は以下のとおりであります。

===/C+10+m	2022年3月期			
評価指標	目標(注)	実績		
連結売上高(百万円)	40,400	42,996		
連結営業利益(百万円)	6,370	8,387		
ROE (%)	11.5	14.3		

- (注) 2022年3月期の業績評価は、2021年4月28日付で公表した数値目標としております。
- c 株式報酬型ストックオプション

常勤の取締役・執行役に対して、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、株主の皆様とリスク・リターンを共有化し企業価値をより一層高めることを目的として、役位及び職務の内容に応じて新株予約権を割当てます。新株予約権の発行総数は上限を設けて実施いたします。

なお、2022年11月18日開催の報酬委員会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議したことに伴い、株式報酬型ストックオプション制度を廃止しております。

2) 当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当事業年度においては、計9回の報酬委員会を開催しております。2022年5月及び6月の報酬委員会では、執行役を兼務する取締役及び執行役について、前事業年度の会社業績、各役員の業績目標の達成状況、社外取締役による執行役評価並びに執行部門から提出された「部門目標進捗管理表」及び「業績評価シート」に基づき、定量・定性両面の観点において討議を行いました。討議の結果、報酬委員会での検討・合意に基づき決定された当年度の個人別の報酬は、各役員の前年度業績への貢献に対する評価及び当社の中長期的な成長に向けた取り組みへの動機付けとして適切であると考え、当該方針に沿うものであると報酬委員会にて判断したものです。

3) 当事業年度に係る報酬等の総額等

	報酬等の総額	報酬等	対象となる		
役員区分	(百万円)	固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数(人)
取締役	81	81	_	_	9
(うち社外取締役)	(54)	(54)	(-)	(-)	(6)
執行役	308	115	129	63	11

- (注) 1. 執行役を兼務する取締役の報酬等の額は、取締役としての報酬等と執行役としての報酬等を区分したうえで、それぞれの報酬等の総額に含めております。
 - 2. 執行役の支給額には、使用人兼務執行役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式をストックオプションとして付与した新株予約権の費用計上額であります。

⑤ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の重要な兼職と当社との関係 前記「①取締役及び執行役の状況」表の記載のとおりであります。 他の法人等との間には、取引関係等はありません。
- 2) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係
 - イ 社外取締役は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等になったことはありません。
 - ロ 社外取締役は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等の配偶者、三親等以内の 親族関係者ではありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況
 - イ 当事業年度中に開催された取締役会及び各委員会への出席状況

(出席回数/開催回数、「-| は担当外の委員会)

氏 名	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
野村滋	15/15	7/7	_	_
箱 崎 幸 也	15/15	_	6/6	2/2
石 井 潔	15/15	_	7/7	_
中村規代実	15/15	7/7	_	7/7
藤吉彰	15/15	7/7	_	9/9

- (注) 1. 中村規代実氏は2022年6月21日付で報酬委員会に就任したため、就任後の出席状況となります。
 - 2. 箱崎幸也氏は2022年6月21日付で指名委員会に就任したため、就任後の出席状況となります。
 - 3. 箱崎幸也氏は2022年6月21日付で報酬委員会を退任したため、退任前の出席状況となります。
 - ロ 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
 - ・野村滋氏は、公認会計士として財務・会計に関する専門的知識・経験に基づき、取締役会において、独立かつ客観的な立場で経営に関して助言・勧告を行っております。また、監査委員会委員長として、取締役及び執行役の職務執行の監査を行うとともに、取締役会に付議された案件や監査委員会として注視が必要とした案件等につき、適法性及び妥当性の観点から協議を行い監査機

能の維持・強化に貢献しております。

- ・箱崎幸也氏は、医師として専門的な知識・経験及び医療業界に関する高い見識に基づき、取締役会において、独立かつ客観的な立場で経営に関して助言・勧告を行っております。また、指名委員会では、取締役及び代表執行役の選任プロセスにおいて積極的に意見を述べ、委員会の活発な議論に貢献しております。
- ・石井潔氏は、企業の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、独立かつ客観的な立場で経営に関して助言・勧告を行っております。また、指名委員会委員長として、透明性・公平性・合理性のある役員人事の決定、サクセッションプランを中心とした運営方針等の審議に適宜必要な助言を行い、経営人事機能の強化に貢献しております。
- ・中村規代実氏は、弁護士として法曹界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、コンプライアンスやガバナンスの強化の観点から適宜適切な発言を行い、コーポレートガバナンスの強化に貢献しております。また、監査委員会では取締役及び執行役の職務執行の監査を行うとともに、取締役会に付議された案件や監査委員会として注視が必要と判断した案件等につき、適法性及び妥当性の観点から協議を行い監査機能の維持・強化に貢献しております。報酬委員会では具体的な報酬額や役員報酬制度の改定等の審議において、適宜助言を行い、経営人事機能の強化に貢献しております。
- ・藤吉彰氏は、大手製薬企業において研究開発、海外事業、IR等に携わり、その経験を通じて培われた経営、医薬品業界に関する高い見識に基づき、取締役会において、独立かつ客観的な立場から経営に関して助言・勧告を行っております。また、報酬委員会委員長として、具体的な報酬額や役員報酬制度の改定等の審議において、適宜助言を行い経営人事機能の強化に貢献しております。監査委員会では取締役及び執行役の職務執行の監査を行うとともに、取締役会に付議された案件や監査委員会として注視が必要と判断した案件につき、適法性及び妥当性の観点から協議を行い監査機能の維持・強化に貢献しております。

4) 各委員会の役割及び当事業年度における活動

イ 監査委員会

役割

監査委員会は、社外取締役3名、社内取締役1名の合計4名で構成されており、委員長は社外取締役が務めております。監査委員会では、監査の基本方針・実施計画に関する事項、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容等を決定しております。また、当社並びに子会社からなる栄研グループにおける業務の適正確保のために、各々の内部統制システムを監視するとともに適切な対応を行っております。

監査委員は、業務の執行状況を把握するために取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるとともに、監査合同会議により各部門からの報告を受けて監査の実効性を確保しております。監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を内部監査部が担当しております。

・当事業年度における活動

監査委員会を7回開催し、監査委員会規則に基づき経営管理統括部、生産統括部、品質管理部門等の各部門から定期的に報告を受けるほか、代表執行役との四半期ごとの意見交換や、会計監査人との

情報交換を通じてガバナンスやリスクマネジメントが適切に機能していることを確認してきました。監査委員会の事務局を担っている内部監査部とは重要な投資案件について経済合理性の検証を共同で実施したほか、内部統制制度の整備並びに運用の監査や業務監査を進めてまいりました。また、経営環境をめぐるリスクについて調査・分析を行い、執行部門・取締役会と情報の共有を行うとともに(リスクへの)即応体制を確認するなどガバナンスの強化に努めました。これらの活動を通じて当事業年度においては、取締役及び執行役の職務執行に関して法令、定款に違反する重大な事実は認められませんでした。監査委員会は、監査の実効性と制度の向上を図るため、内部監査部、会計監査人と連携を行い、企業価値の向上を目指し、社会からの信頼に応えるためにより強固なガバナンスを推し進めるための監査を行ってまいります。

□ 指名委員会

・役割

指名委員会は、社外取締役2名、社内取締役1名の合計3名で構成されており、委員長は社外取締役が務めております。指名委員会では、取締役指名基準を踏まえ株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しております。

取締役の過半数を業務執行とは独立した社外取締役が占めており、将来にわたり継続して適切な社外取締役を選任していくことが重要となります。社外取締役候補者の選任においては、中立性・独立性を十分考慮したうえで、取締役会として多様な視点から監督機能を発揮できるようスキルマトリクスを作成し、バランスのとれた取締役構成となるよう人選の検討を進めております。また、代表執行役の選解任について指名委員会にて候補者を事前検討のうえ、取締役会に上程するものとしております。あわせて代表執行役の後継者の選定、育成についても指名委員会が監督・助言を行うこととしており、今後の指名委員会の重要ミッションのひとつと位置づけております。指名委員会は以上の活動を通じ、会社の持続的成長の基盤となるコーポレートガバナンスの向上に努めてまいります。

・当事業年度における活動

指名委員会を7回開催し、取締役候補者案、代表執行役候補者案並びにその後継候補者の育成などについて検討、議論を行いました。主要な活動成果は以下のとおりです。

社外取締役の今後の就退任に関してシミュレーションを行い、その結果も踏まえ取締役会の継続性や人材確保の観点から社外取締役の定年、在任期間について内規の一部改正を行いました。2024年3月期の新任社外取締役候補者1名、再任社外取締役候補者4名につき独立性・中立性に問題がないこと、スキルマトリクスの観点からもバランスのとれたものであることを確認のうえ、再任社内取締役3名を含む8名の取締役候補者を決定いたしました。また、代表執行役候補者の取締役会への上程を行うとともに、代表執行役後継者候補の選定、育成に関して代表執行役及び取締役会との意見交換を進めました。議論を通じ代表執行役のみならず、将来の経営幹部のサクセッションプランの作成は会社の成長を左右する重要事項として共有されてきており、指名委員会として引き続き積極的に監督、助言を進めてまいります。

八 報酬委員会

・役割

報酬委員会は、社外取締役2名、社内取締役1名の合計3名で構成されており、委員長は社外取締役

が務めております。報酬委員会では、取締役及び執行役に対する個人別報酬の決定に関する方針及び個人別報酬等を決定しております。

報酬決定の基準は、当社の業績向上への意欲を高め、株主価値の向上に資する目的で、各人の役位・担当執行業務に応じた職責、当社業績、経営環境、社会水準等を考慮のうえ設定しております。現在の報酬体系は、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬型ストックオプションを組み合わせたものとしており、社外取締役には固定報酬のみとなっております。

- ・当事業年度における活動
 - 報酬委員会を9回開催し、二つの重点テーマに取り組みました。
 - a ストックオプションを譲渡制限付株式に変更

執行役が株主と同じ視点で、株価と企業価値の向上を目指す意識を高めるための報酬制度改善を継続して検討してまいりました。従来のストックオプションに代えて、譲渡制限付株式を付与することを決議し、2024年3月期より実施します。

b 目標設定と評価の方法と内容の改善

執行役の目標設定は単年度に実行する目標にとどまらず、経営構想「EIKEN ROAD MAP2030」の実現と中期経営計画の達成に向けた目標であるべきと考えることから、執行役が取り組むべき、改革を主眼とした中長期の目標を明確にすることとしました。また、その評価にあたっては、執行役の自己評価と代表執行役による評価に加えて、取締役会による評価を行い、報酬委員会で最終的な評価を決定し、業績連動報酬を定めるプロセスとしました。この目標設定と評価プロセスの見直しは、執行役の中長期的な改革に向けた取り組みへのモチベーションを高め、その成果を評価しようとするものであります。

新型コロナウイルスの感染拡大によって社会活動が変容したことで、当社をめぐる環境情勢は難しさを増しており、それを乗り越えて成長を続けていく原動力となる人財はますます重要となってきています。次世代執行役候補の育成を図るとともに、競争力のある役員報酬体系の改善は常に求められていると認識しております。2024年3月期以降は、競争力のあることに加え、執行役の変革への積極的な取り組みを推し進め、その成果が明確に反映される報酬体系にすることで変革へのインセンティブとなるよう改善してまいります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査報酬の見積等を確認し、過去の報酬実績等と比較検討した結果、会計監査人の報酬等につき妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 3. 当社の子会社である栄研生物科技(中国)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は以下の方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

① 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

- 1) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社使用人に関する事項 当社は、当社監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を内部監査部 が担当する。
- 2) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人の当社執行役からの独立性に関する事項 当社は、社内規則(「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」)に従い、内部監査部に所属 する使用人について、当社執行役からの独立性を確保する。転入・転出については、あらかじめ監査委員 会の承認を得て決定し、また、人事考課及び給与については、その職務をもって使用人が不利な取扱いを 受けないことを確保するものとする。
- 3) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人に対する当社監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、内部監査部に所属する使用人が、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないことを確保するものとする。内部監査部に所属する使用人は、その職務を遂行するうえで社内または社外から不当な制約を受けたときは、当社監査委員会またはあらかじめ監査委員会が指名する監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めなければならない。

4) 当社取締役、執行役及び使用人が当社監査委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告をするための体制

当社は、当社監査委員会に報告する事項を社内規則(「監査委員会等への情報報告に関する規則」)に定め、当社取締役(監査委員である取締役を除く)、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査委員会に報告をするものとする。

また、当社監査委員会委員は、当社取締役会など重要な会議に出席し、業務執行状況を把握するとともに定期的に開催される監査合同会議において、各部門から報告を受ける。なお、コンプライアンスの徹底を図るため、当社は社内・社外に内部通報窓口を設けている。

5) 当社監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査委員会は、監査委員会に報告がなされたことを理由として、当該報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保するものとする。

6) 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士、その他社外の専門家に対して助言、調査、鑑定その他の事務を委託するとき、または着手金等の前払及び事後的に発生した費用等の償還その他の費用に関する請求があったときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用の支払または債務処理を行わなければならない。

7) その他当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 当社監査委員会委員は、業務の執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、必要 に応じて意見を述べ、監査業務を円滑に推進する。また、監査合同会議により各部門から報告を受けて監 査の実効性を確保するとともに、必要に応じて会計監査人との連携を確保する。

- ② 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適 正を確保するために必要な体制
 - 1) 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 当社は、情報の保存及び管理に関する社内規程に従い、執行役の業務執行に係る情報、議事録及び関連 資料、その他重要な情報・文書等の保存を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - 2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社(以下、「当社グループ」という)の事業推進に伴う損失の危険(以下、「リスク」という)は、当社グループのリスク管理を体系的に定める「栄研グループ・リスク管理規程」を制定し、リスク管理・コンプライアンス委員会で継続的に把握・管理する。

また、全社的なリスクの総括を職務とするリスク管理担当執行役は、同規程に基づき有事の際に迅速かつ適切な情報伝達と緊急対策体制を整備する。

3) 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社グループの経営の基本方針に係る重要事項については、当社取締役会の審議を経て執行決定を行う。業務執行については、「執行役規則」及び「職務権限規程」に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑な業務の執行を行う。

取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとして、業務執行の効率性を継続的に監視する。

また、子会社においても職務権限を定め、効率的に業務の執行を行う。

なお、当社監査委員会は、当社及び子会社から成る栄研グループにおける業務の適正確保のために、 各々の内部統制システムを監視するとともに適切な対応を行う。

4) 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する 体制

当社の子会社を担当する執行役は、子会社の自主性及び自律性を尊重したうえで、重要性等に応じ、当社代表執行役に報告する。

5) 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範として「栄研グループ・グローバル行動規準」及び「栄研グループ・コンプライアンス規程」を制定し、「職務権限規程」と併せて、その実効性をより高めるため、社内研修を継続的に行う。

また、当社及び子会社にリスク管理・コンプライアンス委員会を設置するとともに、その下部機構であり事業所単位の実行組織であるリスク管理・コンプライアンス推進委員会を設置する。これらの委員会を通じて企業倫理・法令遵守を推進するとともに内部監査部監査、リスク管理・コンプライアンス委員会、監査合同会議などにより、適法性及び効率性を継続的に監視する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 監査委員会の職務の執行

- 1) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社使用人に関する事項 当社は、社内規則(「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」)に従い、当社監査委員会の 職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を内部監査部が担当しております。
- 2) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人の当社執行役からの独立性に関する事項 当社は、社内規則(「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」)に従い、内部監査部に所属 する使用人について、当社執行役からの独立性を確保しており、転入・転出については、あらかじめ監査 委員会の承認を得て決定しております。
- 3) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人に対する当社監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、社内規則(「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」)に従い、内部監査部に所属する使用人が、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないことを確保しております。

4) 当社取締役、執行役及び使用人が当社監査委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告をするための体制

当社は、社内規則(「監査委員会等への情報報告に関する規則」)に従い、当社取締役(監査委員である取締役を除く)、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査委員会に報告を行っております。

また、当社監査委員会委員は、当社取締役会(当期15回開催)など重要な会議に出席し、業務執行状況を把握するとともに定期的に開催される監査合同会議(当期4回開催)において、各部門から報告を受けております。

なお、コンプライアンスの徹底を図るため、当社は社内・社外に内部通報窓口を設けております。

5) 当社監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内規則(「監査委員会規則」)に従い、監査委員会に報告がなされたことを理由として、当該報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。

6) 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、社内規則(「監査委員会規則」)に従い、当社監査委員の職務の執行について生ずる費用は会社が負担することとしており、速やかに処理を行っております。

7) その他当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査委員会は取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、監査委員は、業務の執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、監査合同会議(当期4回開催)により各部門から報告を受けて監査の実効性が確保されていることを確認しており、監査業務を行っております。

監査委員会は、当期7回開催され、監査委員相互の情報交換を行っております。監査委員会は、会計監査人から定期的(当期7回開催)に報告を受け、必要に応じて説明を求め、また情報交換を行うことで、会計に関する監査を行っております。

② 執行役の職務の執行

1) 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、社内規則(「文書管理規程」等)に従い、執行役の業務執行に係る情報である経営会議議事録及びその関連資料、その他重要な情報・文書である稟議書、契約書等について、保存期間を設定し、適切に保存しております。これらの文書については、必要に応じて閲覧できるようにしております。

- 2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社及び子会社(以下、「当社グループ」という)は、社内規則(「栄研グループ・リスク管理規程」) に従い、当社グループの事業推進に伴う損失の危険について、各々のリスク管理・コンプライアンス委員 会(当期2回開催)で継続的に把握・管理しております。
- 3) 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、社内規則(「取締役会規則」等)により当社グループ経営の基本方針に係る重要事項につき意 思決定のルールを明確化しており、取締役会を当期15回開催し、各付議事項を審議し、効率的な意思決定 を行っております。業務執行については、社内規則(「執行役規則」及び「職務権限規程」)に基づき、各 執行役が迅速かつ円滑に業務執行を行い、経営会議を当期12回開催し、執行状況を報告しております。こ れに対して、取締役会は、年度経営計画に基づく四半期ごとのモニタリング等を通じて、当社グループの 業績管理を実施し、業務執行の効率性を継続的に監視しております。

4) 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する 体制

当社の子会社を担当する執行役は、子会社の職務執行状況について、当社経営会議及び取締役会に報告を行っております。

5) 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、社内規程(「栄研グループ・グローバル行動規準」、「栄研グループ・コンプライアンス規程」、「職務権限規程」)に従い、その実効性をより高めるため、社内研修を継続的に行っております。また、リスク管理・コンプライアンス委員会及びリスク管理・コンプライアンス推進委員会で、企業倫理・法令遵守を推進するとともに内部監査部監査、リスク管理・コンプライアンス委員会、監査合同会議などにより、適法性及び効率性を継続的に監視しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的な勢力、団体に対しては、毅然とした態度を貫き、断固として対決いたします。「栄研グループ・グローバル行動規準」にこの基本的な考え方を定め、取締役、執行役、従業員がこの行動規範を遵守するよう 徹底しております。

反社会的な勢力、団体に関する対応部門を設け、警察、弁護士等外部専門機関との連携の強化を図り、組織的に適切な対応を行います。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と 積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し安定した配当政策を実施すること、また、中間配当と期末 配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。具体的には上記方針を踏まえ連結配当性 向30%以上の配当を目標といたします。これらの剰余金の配当の決定機関については、「会社法第459条第1 項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行う。」旨定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2023年4月28日付「剰余金の配当(増配)に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、株主の皆様の日頃のご支援にお応えし基本方針をより明確にさせていただくため、直近の配当予想1株当たり24円から1株当たり3円増配し、1株当たり27円とさせていただきます。すでに2022年12月1日に1株当たり24円の中間配当金をお支払しておりますので、年間配当金といたしましては1株当たり51円となります。

次期の1株当たり配当金につきましては、普通配当金として、中間配当金25円、期末配当金26円を予定しております。内部留保につきましては、中長期的な視点にたって、経営基盤の強化を目指して研究開発や設備投資及び経営効率の向上のための投資等に有効活用してまいります。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

⁽注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額			
(資産の部)				
流動資産	39,217			
現金及び預金	18,317			
受取手形、売掛金及び契約資産	11,122			
リース投資資産	337			
商品及び製品	4,739			
仕掛品	1,940			
原材料及び貯蔵品	1,733			
その他	1,033			
貸倒引当金	△6			
固定資産	27,058			
有形固定資産	17,202			
建物及び構築物	12,249			
機械装置及び運搬具	1,390			
工具、器具及び備品	1,076			
土地	1,928			
リース資産	174			
建設仮勘定	382			
無形固定資産	1,054			
投資その他の資産	8,802			
投資有価証券	586			
長期預金	4,900			
退職給付に係る資産	1,448			
繰延税金資産	551			
その他	1,349			
貸倒引当金	△34			
資産合計	66,275			

	(単位:日万円)
科目	金額
(負債の部)	
流動負債	12,443
支払手形及び買掛金	4,685
電子記録債務	2,933
リース債務	390
未払法人税等	827
賞与引当金	766
その他	2,839
固定負債	4,296
社債	3,000
リース債務	919
資産除去債務	34
その他	342
負債合計	16,740
(純資産の部)	
株主資本	48,743
資本金	6,897
資本剰余金	8,076
利益剰余金	36,865
自己株式	△3,095
その他の包括利益累計額	411
その他有価証券評価差額金	28
為替換算調整勘定	268
退職給付に係る調整累計額	115
新株予約権	380
純資産合計	49,535
負債純資産合計	66,275

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位: 百万円)

科目	金	額
		43,271
売上原価		22,765
売上総利益		20,506
販売費及び一般管理費		13,049
営業利益		7,457
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	3	
受取賃貸料	18	
受取賠償金	38	
受取補償金	8	
業務受託料	9	
補助金収入	10	
為替差益	14	
その他	35	154
営業外費用		
支払利息	16	
支払補償費	9	
投資有価証券償還損	13	
その他	3	42
経常利益		7,568
特別利益		
固定資産売却益	24	
投資有価証券売却益	56	81
特別損失		
固定資産除売却損	57	57
税金等調整前当期純利益		7,592
法人税、住民税及び事業税	1,758	
法人税等調整額	97	1,856
当期純利益		5,736
非支配株主に帰属する当期純利益		_
親会社株主に帰属する当期純利益		5,736

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位: 百万円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,897	8,000	33,162	△3,126	44,934
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,033		△2,033
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,736		5,736
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		75		30	105
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1	75	3,703	30	3,808
当期末残高	6,897	8,076	36,865	△3,095	48,743

		7	の他の	包括	舌利益累計額			
	その他有価証 券評価差額金	為書	春 換 隆 勘	算定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	33		2	58	259	551	316	45,803
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,033
親会社株主に帰属する 当期純利益								5,736
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								105
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△5			9	△144	△140	63	△76
連結会計年度中の変動額合計	△5			9	△144	△140	63	3,731
当期末残高	28		2	68	115	411	380	49,535

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数及び名称 1社 栄研生物科技(中国)有限公司
 - ② 非連結子会社の数及び名称 該当事項はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である栄研生物科技(中国)有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、正規の決算に準ずる合理的な手続きによる決算(仮決算)を実施する方法によって作成しております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

・満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法)

・その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの) 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算

定)

(市場価格のない株式等) 主として移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ 時価法

ハ. 棚卸資産

・商品、製品、原材料及び仕掛品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法

により算定)を採用しております。

・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの

方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法を採用し、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物7年~40年機械装置及び運搬具4年~10年工具、器具及び備品2年~15年

口. 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

ハーリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上し ております。

口. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会 計年度の負担額を計上しております。

- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
 - イ. 製品及び商品の販売

製品及び商品の販売には、検査試薬及び検査機器の製造及び販売が含まれます。原則として顧客に製品及び商品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、引き渡した時点において収益を認識しております。また、販売時に据付作業を伴う検査機器については、顧客が検収した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、検収時点において収益を認識しております。

ロ. ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入には、ライセンス契約等に基づいた契約一時金、マイルストーン収入及び売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティが含まれます。契約一時金については、契約に基づき当社グループが移転することを約束した権利の支配を顧客が獲得した時点で収益を認識しております。マイルストーン収入については、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティについては、売上または使用が発生するか、売上または使用量に基づくロイヤリティが配分されている履行義務が充足するか、いずれか遅い時点において収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在 外子会社の資産及び負債、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替 換算調整勘定に含めております。

- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
 - イ. ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を 採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

当社の内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で行っております。

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建買入債務、外貨建未払金

ハ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象に対し、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を各々の買入債務、未払金に振当てております。そのため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に 帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

c. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のう え、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に 計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品4,739百万円仕掛品1,940百万円原材料及び貯蔵品1.733百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産を収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しており、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、過去の品目別の平均消費または販売数量を基に、将来消費または販売される数量を見積り、使用期限または出荷期限までに販売できないと見込まれる棚卸資産については営業循環過程から外れた滞留または処分見込等の棚卸資産として、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。さらに、回転期間が一定期間を超える場合は、将来の消費または販売予測を個別に見積り、収益性の低下が認められた場合は、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。

なお、市場環境の変化により、将来消費または販売される数量及び、将来の消費または販売予測が変動した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において評価損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形 497百万円

売掛金 10.398百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 22,989百万円

(3) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 30百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 42,944百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株	式 の 種 類 当連結会計年度期首の株式数		当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数		
普	通	株	式	43,541,438株	一株	一株	43,541,438株

(2) 自己株式の数に関する事項

株	式	の	種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普	通	;	株	式	6,576,861株	44株	64,280株	6,512,625株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加44株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 - 2. 普通株式の自己株式数の減少64,280株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。
- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

決議	議 株式の種類 配当金の総額 1株当たり (百万円) 配当額(円)			基準日	効力発生日	配当の原資
2022年4月28日 取締役会	普通株式	1,145	31	2022年3月31日	2022年6月6日	利益剰余金
2022年10月27日 取締役会	普通株式	887	24	2022年9月30日	2022年12月1日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決	議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年4		普通株式	999	27	2023年3月31日	2023年6月8日	利益剰余金

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	小月底(C)以 9 0 子次						
	2007 年 6 月 21 日取 締 役 会 決 議 分	2008 年 6 月 12 日取 締 役 会 決 議 分	2009 年 5 月 19 日取 締 役 会 決 議 分				
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式				
目的となる株式の数	4,000株	4,000株	8,000株				
新 株 予 約 権 の 残 高	40個	40個	80個				
	2010 年 5 月 18 日取 締 役 会 決 議 分	2011 年 5 月 18 日取 締 役 会 決 議 分	2012 年 5 月 17 日取 締 役 会 決 議 分				
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式				
目 的 と な る 株 式 の 数	8,000株	9,000株	17,000株				
新 株 予 約 権 の 残 高	80個	90個	170個				
	0040 5 5 5 5 46 5		0045				
	2013 年 5 月 16 日取 締 役 会 決 議 分	2014 年 5 月 16 日取 締 役 会 決 議 分	2015 年 5 月 18 日取 締 役 会 決 議 分				
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式				
目 的 と な る 株 式 の 数	17,000株	28,000株	32,000株				
新 株 予 約 権 の 残 高	170個	280個	320個				
	2016 7 5 5 5 10 5	2017 / / 14	2010 7 6 8 14 8				
	2016 年 5 月 18 日 取 締 役 会 決 議 分	2017 年 6 月 14 日 取 締 役 会 決 議 分	2018 年 6 月 14 日取 締 役 会 決 議 分				
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式				
目的となる株式の数	24,000株	28,400株	22,500株				
新 株 予 約 権 の 残 高	240個	284個	225個				
	2019 年 6 月 18 日取 締 役 会 決 議 分	2020 年 6 月 16 日取 締 役 会 決 議 分	2021 年 6 月 16 日取 締 役 会 決 議 分				
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式				
目的となる株式の数	22,800株	25,600株	40,900株				
新 株 予 約 権 の 残 高	228個	256個	409個				
	2022 年 6 月 17 日						

								20 取	22 締	年役	6 会	月決	17 議	日分
	的	ا ح	なる	株	式	の種	重 類			普	通株	式		
	的	٢	な	る 7	株	式 の	数	40,400株						
新	株	予	約	権	の	残	高	404個					4個	

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性の高い金融商品にて実行し、運転資金及び設備投資については、基本的に 手持資金(利益等の内部留保)と売掛債権信託(債権流動化)にて調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替の変動に よるリスク同避、及び余剰資金の運用を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、すべて1年以内の回収期日であります。なお、これらは顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制をとっております。

満期保有目的の債券は、取引権限及び取扱限度額等を定めた社内ルールに従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、 信用リスクは僅少であります。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては 定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制をとっております。

長期預金は満期時において元本金額が全額支払われ安全性は高いものであります。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、これらは流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成し、手許流動性の維持により流動性リスクを管理する体制をとっております。

社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資及び事業投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)(*)	時 価 (百万円) (*)	差 額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券(*2)			
①満期保有目的の債券	500	478	△22
②その他有価証券	60	60	_
(2) 長期預金	4,900	4,900	0
(3) 社債	(3,000)	(2,985)	△14
(4) リース債務(*3)	(1,310)	(1,314)	3
(5) デリバティブ取引(*4)	_	_	_

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

- (*1)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 市場価額のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計 上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)	
非上場株式	2	5

- (*3) リース債務は流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。
- (*4) デリバティブ取引

為替変動リスクのヘッジについて振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めております(上記(*1)参照)。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)					
运 力	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券及び投資有価証券						
その他有価証券						
株式	60	_	_	60		
資産計	60	_	_	60		

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価(百万円)					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券及び投資有価証券						
満期保有目的の債券						
社債	_	478	_	478		
長期預金	_	4,900	_	4,900		
資産計	_	5,378	_	5,378		
社債	_	2,985	_	2,985		
リース債務	_	1,314	_	1,314		
デリバティブ取引	_	_	_	_		
負債計	_	4,299	_	4,299		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価については、元利金の合計額を同様な新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法 によっており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらは元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替変動リスクのヘッジについて振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めております。なお、買掛金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別及び主たる地域市場別に分解した収益の情報は以下のとおりです。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	日本	海外	合計
便潜血検査用試薬	6,198	4,989	11,188
免疫血清検査用試薬 (便潜血検査用試薬除く)	9,246	282	9,529
尿検査用試薬	2,648	1,495	4,143
微生物検査用試薬	3,899	39	3,938
生化学検査用試薬	590	_	590
器具・食品環境関連培地	2,148	17	2,165
遺伝子関連(装置含む)	6,867	475	7,343
医療機器関連(遺伝子以外)・その他	2,548	1,497	4,045
顧客との契約から生じる収益	34,147	8,797	42,944
その他の収益	327	1	327
外部顧客への売上高	34,474	8,797	43,271

- (注) ロイヤリティ収入は、便潜血検査用試薬、尿検査用試薬及び遺伝子関連(装置含む)にそれぞれ含まれております。 その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく、賃貸収入が含まれております。
- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 - ① 製品及び商品の販売

製品及び商品の販売には、検査試薬及び検査機器の製造及び販売が含まれます。

当社は、卸売業者から病院等に納品をした実績に基づき、当社が卸売業者に販売した金額と卸売業者が病院等に販売した金額との一定の差額を卸売業者への販売額から事後に値引を行います。また、あらかじめ定めた品目と算定基準に従い卸売業者に割戻を行います。値引及び割戻は過去の実績等に基づく最頻値法を用いて算定しております。取引価格に値引や割戻等の変動性のある金額が含まれている契約については、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。顧客への返金が見込まれる金額はその他の流動負債に返金負債を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入には、ライセンス契約等に基づいた契約一時金、マイルストーン収入及び売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティが含まれます。

契約一時金及びマイルストーン収入は原則として契約で定められた金額を収益としており、ランニング・ロイヤリティは、顧客から計算対象期間の売上高等の報告を受け、それに契約で定められた料率を乗じて算出しております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

履行義務の充足する通常の時点と収益を認識する通常の時点につきましては、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権(期首残高) 11,724百万円

顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 10,895百万円

契約負債(期首残高) 118百万円

契約負債(期末残高) 30百万円

契約負債は、主に海外顧客への製品及び商品の販売における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、118百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,327円47銭

(2) 1株当たり当期純利益 155円17銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監查報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

栄研化学株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 関口 茂

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 中田 里織

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、栄研化学株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、栄研化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載 内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、 そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎とな る取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査 意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な 不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第85期事業年度における連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 2023年5月23日

栄研化学株式会社 監査委員会

 監査委員
 野村
 滋印

 監査委員
 中村
 規代実印

 監査委員
 藤吉
 彰印

 監査委員
 和田守中の

(注) 監査委員 野村滋、中村規代実及び藤吉彰は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

計算書類

貸借対照表(2023年3月31日現在)

(単位:百	万円)
-------	------------

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	38,736
現金及び預金	17,917
受取手形	499
売掛金	10,619
リース投資資産	337
商品及び製品	4,728
仕掛品	1,917
原材料及び貯蔵品	1,710
前払費用	327
その他	685
貸倒引当金	△6
固定資産	27,667
有形固定資産	16,794
建物	11,028
構築物	900
機械及び装置	1.300
車両運搬具	10
工具、器具及び備品	1,070
土地	1,928
 リース資産	174
建設仮勘定	382
無形固定資産	871
特許権	3
ソフトウエア	848
その他	19
投資その他の資産	10,001
投資有価証券	586
出資金	0
関係会社出資金	1,316
破産更生債権等	30
長期前払費用	127
長期預金	4,900
生命保険積立金	168
前払年金費用	1.282
积154年並具用 繰延税金資産	599
体歴代並真性 リース投資資産	786
その他	235
貸倒引当金	∆34
	66,404

	(単位:百万円)
科目	金額
(負債の部)	
流動負債	12,439
買掛金	4,715
電子記録債務	2,933
リース債務	390
未払金	1,397
未払費用	227
未払法人税等	827
預り金	67
賞与引当金	766
返金負債	411
契約負債	24
その他	676
固定負債	4,296
社債	3,000
リース債務	919
資産除去債務	34
その他	342
負債合計	16,736
(純資産の部)	
株主資本	49,259
資本金	6,897
資本剰余金	8,076
資本準備金	7,892
その他資本剰余金	183
利益剰余金	37,381
利益準備金	338
その他利益剰余金	37,043
圧縮記帳積立金	58
別途積立金	4,330
繰越利益剰余金	32,654
自己株式	△3,095
評価・換算差額等	28
その他有価証券評価差額金	28
新株予約権	380
純資産合計	49,667
負債純資産合計	66,404

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金	額
売上高		43,195
売上原価		22,892
売上総利益		20,303
販売費及び一般管理費		12,788
営業利益		7,514
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	3	
為替差益	26	
受取賠償金	38	
受取補償金	8	
補助金収入	10	
業務受託料	9	
その他	35	141
営業外費用		
支払利息	3	
社債利息	12	
投資有価証券償還損	13	
コミットメントフィー	2	
支払補償費	9	
その他	0	42
経常利益		7,613
特別利益		
固定資産売却益	24	
投資有価証券売却益	56	81
特別損失		
固定資産除売却損	57	57
税引前当期純利益		7,637
法人税、住民税及び事業税	1,758	
法人税等調整額	97	1,855
当期純利益		5,781

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

		株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本金		Z 0 44		その)他利益剰余	金	自己株式	株主資本
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	圧縮記帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		合 計
当期首残高	6,897	7,892	108	338	66	4,330	28,898	△3,126	45,405
事業年度中の変動額									
圧縮記帳積立金の取崩					△7		7		-
剰余金の配当							△2,033		△2,033
当期純利益							5,781		5,781
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			75					30	105
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	_	75	_	△7	ı	3,756	30	3,854
当期末残高	6,897	7,892	183	338	58	4,330	32,654	△3,095	49,259

(単位:百万円)

	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
当期首残高	33	316	45,755
事業年度中の変動額			
圧縮記帳積立金の取崩			_
剰余金の配当			△2,033
当期純利益			5,781
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			105
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△5	63	58
事業年度中の変動額合計	△5	63	3,912
当期末残高	28	380	49,667

⁽記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法) ロ. 子会社株式 移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算

定)

・市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

② デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産

イ. 商品、製品、原材料及び仕 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法

掛品 により算定)を採用しております。

ロ. 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの

方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年~38年

構築物 7 年~40年

機械及び装置 8年

車両運搬具4年~6年工具、器具及び備品2年~15年

② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸

念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上し

ております。

- ② 賞与引当金
- ③ 退職給付引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき計上しております。

- a. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属 させる方法については給付算定式基準によっております。
- b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の 一定の年数 (3年) による定額法により費用処理しております。数理計算上の差 異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一 定の年数 (12年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年 度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 製品及び商品の販売

製品及び商品の販売には、検査試薬及び検査機器の製造及び販売が含まれます。原則として顧客に製品及び商品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、引き渡した時点において収益を認識しております。また、販売時に据付作業を伴う検査機器については、顧客が検収した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、検収時点において収益を認識しております。

②ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入には、ライセンス契約等に基づいた契約一時金、マイルストーン収入及び売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティが含まれます。契約一時金については、契約に基づき当社グループが移転することを約束した権利の支配を顧客が獲得した時点で収益を認識しております。マイルストーン収入については、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティについては、売上または使用が発生するか、売上高または使用量に基づくロイヤリティが配分されている履行義務が充足するか、いずれか遅い時点において収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

- 為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を 採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象、 ヘッジ方針

当社の内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で行っております。

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建買入債務、外貨建未払金

③ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象に対し、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を各々の買入債務、未払金に振当てております。そのため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処

理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 計算書類に計上した金額

商品及び製品 4,728百万円 仕掛品 1,917百万円 原材料及び貯蔵品 1.710百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 22,078百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 4百万円

② 短期金銭債務 46百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高37百万円② 仕入高391百万円

③ 営業取引以外の取引高 - 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株	式の	り 種	類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普	通	株	式	6,576,861株	44株	64,280株	6,512,625株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加44株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 - 2. 普通株式の自己株式数の減少64,280株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	70百万円
賞与引当金	234百万円
研究開発費	320百万円
株式報酬費用	116百万円
賞与引当金に係る社会保険料	39百万円
棚卸資産評価損	195百万円
貯蔵品在庫	2百万円
資産除去債務	10百万円
その他	44百万円
繰延税金資産 合計	1,034百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△392百万円
圧縮記帳積立金の積立	△25百万円
その他有価証券評価差額金	△12百万円
その他	△4百万円
繰延税金負債 合計	△435百万円
繰延税金資産の純額	599百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	栄研生物 科技(中国) 有限公司	(所有) 直接100	役員の兼任 当社検査薬の加工生産及び当社 検査薬の仕入、製造販売	当社検査 薬の加工 生産及び 仕入 (注)	391	買掛金	45
				当社検査 薬・機器 の販売 (注)	37	売掛金	4

⁽注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格等を勘案して個別に協議のうえ、一般取引と同様に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,331円05銭

(2) 1株当たり当期純利益

156円40銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監查報告

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

栄研化学株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 関口 茂 業務執行社員

指定有限責任計員 業務執行社員

公認会計士 中田 里織

監査音目

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、栄研化学株式会社の2022年4月1日から2023年3月 31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該 計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準におけ る当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国におけ る職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしてい る。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示するこ とにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の 職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記 載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内 容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、その ような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告 することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に 表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために 経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引 や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第85期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び執行役等並びに会計監査人から当該内部統制の監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 及び個別注記表)及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、 指摘すべき事項は認められません。

会社は子会社を含むグループガバナンスを一層強固にするため引き続きその改善に努めることとしており、監査委員会では、その取り組みの進捗状況を継続的に監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 2023年5月23日

栄研化学株式会社 監査委員会

 監查委員
 野村
 滋印

 監查委員
 中村
 規代実印

 監查委員
 藤吉
 彰印

 監查委員
 和田守史印

(注) 監査委員 野村滋、中村規代実及び藤吉彰は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル2階 「ベルサール八重洲 Room [D+E] 電話 03(3548)3770 (代表)

日時

2023年6月27日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

交 通

- JR線・東京メトロ丸ノ内線東京駅八重洲北口【徒歩3分】
- ② 東京メトロ東西線・銀座線 日本橋駅 A7 出口【直結】
- ❸ 都営地下鉄浅草線 日本橋駅 A7 出口【直結】

近隣には「ベルサール東京日本橋」もございますので、ご来場の際にはお間違えのないようご注意ください。



出発地点から株主総会 会場までスマホが ご案内します。



スマートフォンで QRコードを 読み取りください。 目的地入力は不要です!

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。





見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。